

平成 28 年 4 月版

## 『公共債の売買取引について』

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

株式会社西日本シティ銀行

この書面には、個人向け国債のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点などが記載されています。あらかじめ本書面の内容を十分お読み頂き、ご不明な点はお取引開始前にご確認頂きますようよろしくお願いいたします。

個人向け国債のお取引は、主に募集等の方法で行います。

## ○取引に必要な諸費用(手数料等)について

1. 個人向け国債を募集により購入する場合は、購入対価のみお支払いいただくことになります。
2. 個人向け国債を中途換金する際、下記により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれます。
  - 変動 10 年：直近2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685
  - 固定 5 年：直近2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685
  - 固定 3 年：直近2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685

なお、当初募集時に初回利子調整額が発生した銘柄の中途換金時、差し引かれる中途換金調整額の中に初回利子相当額が含まれるときは、上記の金額から初回利子調整額（税引前）相当額（計算の結果、1円未満となるときには1円）を差し引きます。

## ○個人向け国債のリスクについて

個人向け国債は、元本と利子の支払を日本国政府が行うため、安全性の高い金融商品ですが、発行体である日本国の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。

## ○クーリングオフについて

- ・ 本取引には金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

## ○個人向け国債に係る金融商品取引契約の概要

当行における個人向け国債のお取引については、以下によります。

- ・ 個人向け国債の募集の取扱
- ・ 個人向け国債の中途換金のための手続き

平成 28 年 4 月版

## ○課税について

個人向け国債の課税については次の通りとなります。なお、本取引の税務処理等の詳細については、税理士等その他の専門家にご相談下さい。

- ・ 個人向け国債の利子は、利子所得として申告分離課税の対象となります。※  
※平成49年12月31日までに支払われる公共債の利子については、所得税（15%）に復興特別所得税0.315%（所得税15%×2.1%）が加算されます。
- ・ 個人向け国債の利子及び個人向け国債を中途換金した際に発生した中途換金調整額は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。
- ・ 公共債は、マル優制度（障害者等の少額預金利子等の非課税制度）・マル特制度（障害者等の少額公債利子の非課税制度）の対象であり、お一人様各々元金350万円（既にご利用の場合には、その金額を差引いた額）までの利子を非課税扱いとすることが出来ます。

※マル優・マル特制度をご利用いただけるのは、国内に住所を有し、障害者等に該当する方です。障害者等に該当する方とは、身体障害者手帳等の交付を受けている方、遺族基礎年金などを受けている方（妻または母）および寡婦年金を受けている方などです。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

## ○譲渡の制限

個人向け国債には中途換金制限期間（原則発行から1年間）が有り、本人の死亡若しくは災害救助法適用となった大規模自然災害による被害を受けた場合を除き、制限期間中の中途換金はできません。

個人向け国債は、原則として個人のみ保有可能であり、個人以外への譲渡は認められていません。

当行では、償還日及び利払日の7営業日前から利払日前日までの期間内に受渡しを行う個人向け国債の振替・買取は出来ませんのでご注意ください。

（受渡しは原則約定日の3営業日後です。）

## ○当行が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当行が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第33条第2項の規定に基づく登録金融機関業務であり、当行において個人向け国債のお取引や預入れを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、公共債の振替決済口座の開設が必要です。また、利金償還金の受取口座（普通預金・当座預金）をお取引店にお持ちいただきます。
- お取引の注文をいただいたときは、原則として当該ご注文に係る代金の全部をあらかじめお預けいただいた上でご注文を承ります。
- 代金を全額お預けいただいていない場合、当行と合意した日までにご注文に係る代金をお預けいただきます。

平成 28 年 4 月版

- ▶ ご注文にあたっては、銘柄、応募又は中途換金の別、数量等お取引に必要な事項を明示いただきます。これらを明示いただけない場合、お取引が出来ない場合があります。また、注文書を提出いただく場合があります。
- ▶ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除く）には、取引報告書をお渡しします（郵送による場合を含みます）。

## ○取引報告書の確認

公共債の売買が成立すると、当行から取引報告書が交付されます。

- ▶ 取引報告書には取引された公共債の銘柄名(回号)、額面金額、手数料額、受渡し代金などが記載されています。
- ▶ 注文の執行に間違いがないか、よくご確認下さい。
- ▶ 後日、取引の証拠書類となりますので必ずお手元に保管しておいてください。

## ○お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店またはお客様サービス室(フリーダイヤル0120-162-105)までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、下記の「当行の苦情処理措置及び紛争解決措置」に記載のADR（注）機関における苦情処理・紛争解決の制度もご利用可能です。

（注）ADRとは裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。

## ○当行の概要

商号等	株式会社西日本シティ銀行 登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第6号
本店所在地	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前3-1-1
連絡先	西日本シティ銀行ダイレクト営業室 0120-714-117 またはお取引のある本支店へ
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
当行の苦情処理措置及び紛争解決措置	一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターを利用 全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772 証券・金融商品あっせん相談センター連絡先 電話番号 0120-64-5005
資本金	857億円（平成27年12月31日現在）
主な事業	銀行業、登録金融機関業務
設立年月	昭和19年12月

以上

平成 28 年 4 月版

## 個人向け利付国庫債券

個人向け利付国庫債券（以下、「個人向け国債」と表記）のお取引は主に募集の方法により行います。商品の購入については、『公共債の売買取引について』を十分お読みいただき、内容をご理解の上お取引頂きます様よろしくお願ひいたします。

商品種類	① 個人向け国債（固定 3 年） ② 個人向け国債（固定 5 年） ③ 個人向け国債（変動 10 年）
購入対象	個人のお客様 ※屋号付きの口座はご利用いただけません。
期間	①固定 3 年：3 年 ②固定 5 年：5 年 ③変動 10 年：10 年
売買価格	各銘柄とも募集価格を売買価格とします（募集価格は額面 100 円あたり 100 円です）。
販売時期	毎月（発行は募集月の翌月）
申込単位	各銘柄とも、額面 1 万円以上 1 万円単位で購入できます。
金利	<p>①固定 3 年：当初購入時の金利が償還まで適用されます（<u>固定金利</u>）。 ⇒募集開始日の2営業日前において市場実勢利回りを基に計算した、期間 3 年の固定利付国債の想定利回り（＝基準金利）から <u>0.03%を控除した金利</u> となります（適用金利は 0.05% が下限です）。</p> <p>②固定 5 年：当初購入時の金利が償還まで適用されます（<u>固定金利</u>）。 ⇒募集開始日の2営業日前において市場実勢利回りを基に計算した、期間 5 年の固定利付国債の想定利回り（＝基準金利）から <u>0.05%を控除した金利</u> となります（適用金利は 0.05% が下限です）。</p> <p>③変動 10 年：発行より半年毎に実勢金利に応じて変動します（<u>変動金利</u>）。 ⇒利子計算期間開始日の前月までの最後に行われた、10 年固定利付国債の入札（初回の利子については募集期間開始日までの最後に行われた入札）における平均落札利回り（＝「基準金利」）に <u>0.66 を乗じた、（平成 23 年 6 月以前発行分は 0.80%を控除した）金利</u> となります（適用金利は 0.05% が下限です）。</p>
利金・償還金	<p>利金は年 2 回、6 ヶ月毎に支払されます。利払日が休日の場合は翌営業日に支払われます。利金をご指定の口座に入金します。また、満期償還となった場合も償還金はご指定の口座に入金します。現金での支払いは行っておりません。</p> <p>※平成 28 年 5 月 16 日以降に発行される個人向け国債で発行日が 16 日以降になるものは、初回利子額が発行日から利払日まで実際に保有した期間に応じて支払われます。</p>
課税関係	『 <u>公共債の売買取引について</u> 』の「課税について」をご参照ください。
中途換金制限	個人向け国債には、中途換金制限期間（原則発行から 1 年間）があり、本人の死亡若しくは災害救助法適用となった大規模自然災害による被害を受けた場合を除き、 <u>制限期間中の中途換金はできません</u> 。
中途換金時の取扱い	個人向け国債は、額面で買取されるため価格変動リスクはありませんが、中途換金時に直近 2 回分の税引き前利子相当額に $0.79685$ を乗じた額が、中途換金調整額として買取金額より控除されます。 ※当初募集時に初回利子調整額が発生した銘柄の中途換金で、差し引かれる中途換金調整額の中に初回利子相当額が含まれるときは、上記の金額から初回利子調整額（税引前）相当額（計算の結果、1 円未満となるときには 1 円）を差し引きます。

平成 28 年 4 月版

個人のお客様へ

株式会社西日本シティ銀行

## 特定口座のご案内

特定公社債(注)・公募公社債投資信託等(以下「特定公社債等」といいます。)の利子・収益分配金や売却などによる譲渡益が申告分離課税の対象となり、譲渡益は確定申告の対象になります。

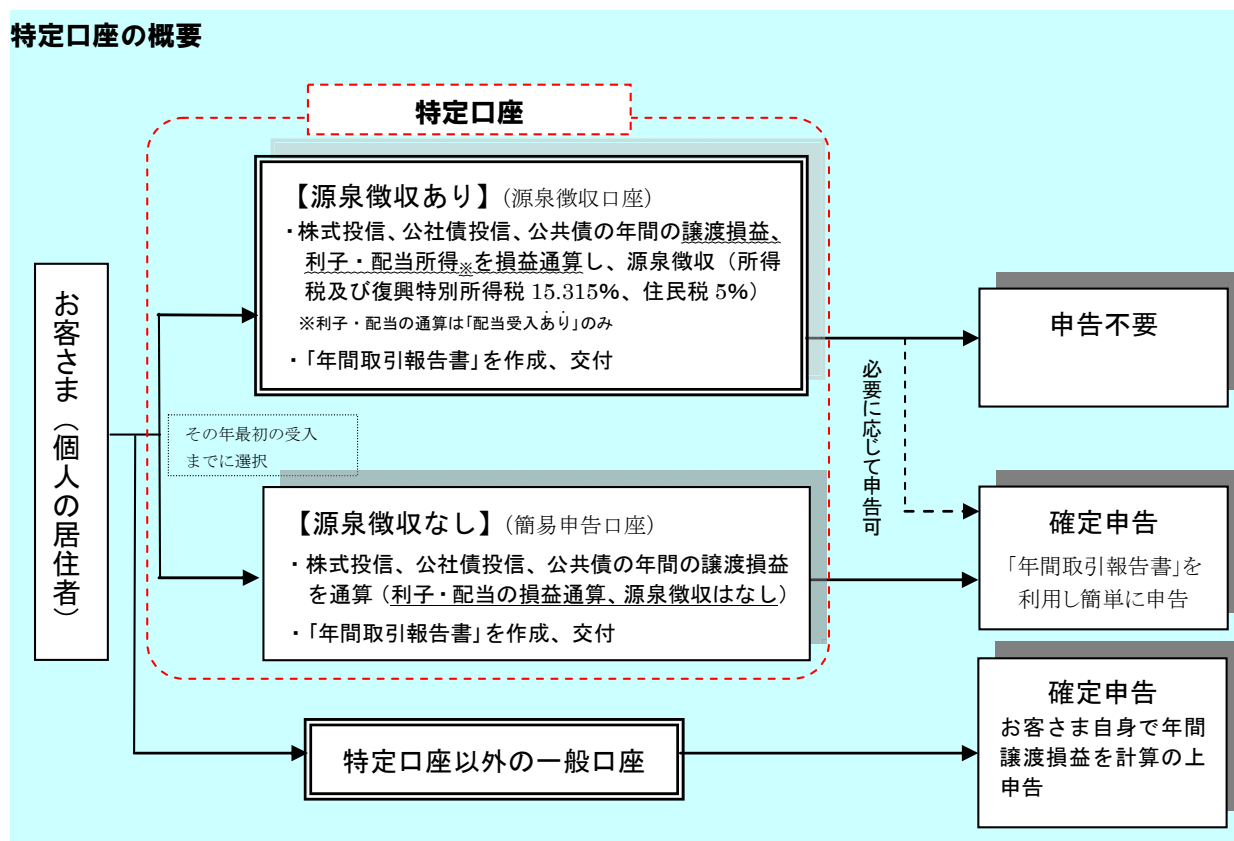
また、特定公社債等の利子所得・譲渡所得等は、上場株式・公募株式投資信託等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限り)・譲渡所得等との損益通算並びに特定公社債等の譲渡損失の金額についての繰越控除もできるようになります。

銀行等に開設した特定口座に、その特定口座を通じて取得した特定公社債等を受け入れ、譲渡損益の計算を銀行等で行うことができるようになります。また、特定口座のうち源泉徴収口座には、銀行等を通じて支払を受ける特定公社債等の利子・収益分配金も受け入れできるようになります。

公共債等のお取引の際は、確定申告が簡単または不要になる特定口座のご利用をご検討ください。

(注)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除く。)等一定の公社債を指します。

### 特定口座の概要



※税務上の個別のご相談につきましては、税理士等にご確認をお願いします。